

第 6 8 回 税 理 士 試 験 事 業 税

●はじめに

今回の本試験は、理論については〔第一問〕（問 1）で法人事業税の中間申告納付に係る問題、（問 2）で法人事業税における更正の請求に係る問題（小問 2 題、計30点）と〔第二問〕で法人事業税の応用・事例問題（25点）の大問 2 題の形式で出題された。

〔第一問〕（問 1）は中間申告納付について、網羅性を意識した解答が求められた出題であり、（問 2）は法人事業税の学習において重要項目である、いわゆる是正措置のうち、更正の請求を問う出題であった。

また、〔第二問〕は法人事業税の事例問題形式の出題であり、各受験生が苦手としている解答形式であることや個別理論としてある意味補足事項とされる加算金からの出題であったため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと予想される。

〔第一問〕及び〔第二問〕とも T A C の各講義や各答練等により、その内容を確認してきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば確実に得点を重ねられる問題であろう。

〔第一問〕は（問 1）であれ（問 2）であれ、解答用紙の枚数と配点を意識し、各受験生が理解している内容を的確に記述することが求められるであろう。また〔第二問〕は、出題内容や解答形式の指定から、解答作成に時間の掛かる問題となっており、こちらも解答用紙の枚数を意識し適宜まとめるなど、要領よく解答することが必要となる。

〔第一問〕及び〔第二問〕の理論問題全体として60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第三問〕の計算については、（問 1）複数の事業を行っている個人に係る税額算定問題と（問 2）製造業及び販売業を行う法人の納付税額を算定する小問 2 題（計45点）の形式で出題された。

（問 1）については、本試験において重要論点とされる青色申告者を前提とする個人が課題となり、①青色事業専従者控除及び②各種控除を主な論点とする出題であったが「実力完成答練第 2 回」や「実力完成答練第 3 回」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

（問 2）については、オーソドックスな外形標準課税による税額算定問題であり、①各課税標準の算定及び②分割基準を主題とする問題であった。

T A C の「全国公開模試」、「直前オープン模試」などの各答練やレギュラー・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりとこなしていれば、課税標準の総額の算定にしろ、分割基準の算定にしろ、比較的平易な内容の論点も多く取り掛かり易く感じた受験生も多数いたと思われるが、問題量やその解答量の多さから、思ったように解答作成ができなかった方もいるのではないかな。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる問題であり、各受験生の実力が明確に問われる問題であったのではないかな。理論問題とのかね合いもあるが60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

Z－68－J〔第一問〕解 答

〔第一問〕－30点－

問 1 2以上の道府県において事務所を設けて物品販売業を行う法人（資本金 1 億円）の平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの事業年度（当該事業年度中、合併があった事実はない。）における事業税の中間申告納付について説明しなさい。ただし、平成30年度税制改正による変更点については説明を要しない。（予想配点－15点－）

1. 概 要 ①

法人事業税の徴収は、申告納付の方法によらなければならない。

申告納付とは、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することをいう。

2. 中間申告納付を要しない場合 2

次の事業年度又は法人は、中間申告納付を要しない。

- (1) 事業年度が6月以下の法人
- (2) 新たに設立された内国法人（適格合併により設立されたものを除く。）の設立後最初の事業年度。ただし、その適格合併は、被合併法人のすべてが収益事業を行っていない非課税所得等の規定に掲げる法人であるものを除く。
- (3) 非課税所得等の規定に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）がその規定に掲げる法人以外の法人に該当することとなった事業年度
- (4) 外国法人の新たに恒久的施設を有することとなった事業年度
- (5) 公益法人等、人格のない社団等、特別法人及び一定の外国法人
- (6) 法人税の中間申告書の提出を要しない法人（外形対象法人又は収入金額課税法人を除く。）
- (7) 清算中の各事業年度

3. 予定申告による中間申告納付 3

(1) 原則

① 内容

事業を行う法人は、事業年度が6月を超える場合には、次の算式により計算した事業税額をその事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県に申告納付しなければならない。

$$\begin{array}{lcl} \text{予定申告に係る} & & \text{前事業年度の確定事業税額（注1）} \\ \text{事業税額} & = & \frac{\quad}{\text{前事業年度の月数}} \times 6 \end{array}$$

② 分割法人の場合

2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人（以下「分割法人」という。）が上記①により関係道府県に申告納付すべき事業税額は、それぞれ関係道府県ごとに次の算式により計算した税額とする。

$$\begin{array}{lcl} \text{予定申告に係る} & & \text{関係道府県ごとの前事業年度の確定事業税額（注1）} \\ \text{事業税額} & = & \frac{\quad}{\text{前事業年度の月数}} \times 6 \end{array}$$

（注1）前事業年度の確定事業税額……その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額をいう。

(2) 例外

中間申告納付を要する分割法人が、その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在において次の①又は②に該当する場合には、関係道府県に申告納付すべき事業税額は、次の算式により計算した税額とすることができる。

① 関係道府県に所在する事務所等が移動その他の事由により前事業年度と異なる場合

② 分割基準の数値が前事業年度と著しく異なると認める場合

$$\left(\frac{\text{前事業年度の確定課税標準額（注2）}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6 \right) \times \frac{\text{関係道府県ごとの分割基準の数値}}{\text{分割基準の総数}} \times \frac{\text{その事業年度開始の日から6月の期間の末日現在の税率}}$$

（注2）前事業年度の確定課税標準額……前事業年度の確定事業税額の算定の基礎となった付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額をいう。

4. 仮決算による中間申告納付 3

中間申告納付を要する法人は、その事業年度開始の日から6月の期間を1事業年度とみなして、その期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、その計算した金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、その付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができる。

5. みなす中間申告 2

中間申告納付を要する法人が、その提出期限内に中間申告納付しなかった場合には、その期間を経過した時において、事務所等所在地の道府県知事に対し上記3. (1)の予定申告による中間申告書の提出があったものとみなす。

この場合には、その法人は、その期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る事業税額を事務所等所在の道府県に納付しなければならない。

6. 記載事項 1

中間申告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 事業の種類
- (2) その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間（以下「その期間」という。）中に有していた事務所等の名称及び所在地
- (3) 申告納付すべき事業税額
- (4) その他必要な事項

7. 添付書類 1

(1) 仮決算による中間申告書には、次の法人の区分に応じ、それぞれの書類を添付しなければならない。

① 外形対象法人

- イ その期間の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書
- ロ その期間終了の日における貸借対照表
- ハ その期間の損益計算書
- ニ その他一定の書類

② 所得等課税法人（上記①の法人を除く。）

その期間の所得に関する計算書

③ 収入金額課税法人

- イ その期間の収入金額に関する計算書
- ロ その期間終了の日における貸借対照表
- ハ その期間の損益計算書
- ニ その他一定の書類

(2) 分割法人の上記3.(2)の予定申告の例外又は上記4.の仮決算による中間申告書には、課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

8. 自署及び押印の義務 1

中間申告書には、法人の代表者及び法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

9. 仮決算等の場合の分割基準 1

上記4.の仮決算又は上記3.(2)の予定申告の例外規定により中間申告納付すべき場合には、その法人のその事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間を1事業年度とみなして、分割基準を適用する。

〔第一問〕－30点－

問2 法人の事業税の更正の請求について説明しなさい。

(予想配点－15点－)

1. 概 要 [1]

法人事業税の是正措置として、既に確定した事業税額が過大である場合に、①納税者の権利の保護と②税務行政の円滑化の観点から、事業税の減額を請求する更正の請求の制度が認められている。

2. 通常の場合 [3]

申告書を提出した法人は、その申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、次のいずれかに該当する場合には、その申告書に係る事業税の法定納期限から5年以内に限り、道府県知事に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（更正があった場合には、その更正後の課税標準等又は税額等）につき、更正の請求をすることができる。

- (1) その申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき
- (2) その申告書に記載した欠損金額等が過少であるとき、又はその申告書に欠損金額等の記載がなかったとき
- (3) その申告書に記載した還付金の額が過少であるとき、又はその申告書に還付金の額の記載がなかったとき

3. 判決等があった場合 [2]

申告書を提出した法人又は決定を受けた法人は、次のいずれかに該当する場合には、上記2.にかかわらず、それぞれの日の翌日から起算して2月以内に、その該当することを理由として更正の請求をすることができる。

ただし、申告書を提出した法人については、その期間満了日が上記2.の期間満了日後に到来する場合に限る。

- (1) その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（和解等を含む。）により、その事実がその計算の基礎としたところと異なることが確定したとき……その確定した日
- (2) その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たって、その申告をし又は決定を受けた法人に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る地方税の更正、決定又は賦課決定があったとき……その更正、決定又は賦課決定があった日
- (3) その他事業税の法定納期限後に生じた上記(1)、(2)に類するやむを得ない理由があるとき……その理由が生じた日

4. 法人事業税の特例 [4]

- (1) 前事業年度分の更正等があった場合

申告書に記載すべき付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額（以下「課税標準額」という。）又は事業税額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた法人は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告又は更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度分の確定申告書に記載すべき課税標準額又は事業税額が過大となる場合には、その修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知を受けた日から2月以内に限り、道府県知事に対し、その課税標準額又は事業税額につき、更正の請求をすることができる。

- (2) 法人税の更正等があった場合

申告書又は修正申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）が、その申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、その申告又は修正申告に係る付加価値額、資本金等の額若しくは所得（以下「収入金額を除く課税標準額」という。）又は事業税額が過大となる場合には、その税務官署が更正又は決定の通知をした日から2月以内に限り、道府県知事に対し、その収入金額を除く課税標準額又は事業税額につき、更正の請求をすることができる。

5. 分割基準に誤りがあった場合 [1]

分割法人が主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は更正若しくは決定を受けた場合において、その申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあったこと（すべき分割をしなかった場合を含む。）により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、その法人は、その関係道府県知事に対し、その過大となった分割課税標準額又は事業税額につき、更正の請求をすることができる。

6. 手 続 [2]

更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前及び更正後の課税標準等又は税額等その他参考となるべき事項を記載した更正の請求書を道府県知事に提出しなければならない。

ただし、上記4. (1)又は(2)規定の適用を受ける場合においては、上記のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日、国の税務官署がその更正又は決定の通知をした日を記載しなければならない。

7. 道府県知事の措置 1

道府県知事は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等につき調査して、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求した法人に通知しなければならない。

なお、道府県知事は、その更正の請求に係る事業税の徴収は原則として猶予しない。

8. 虚偽の更正の請求に関する罪 1

更正の請求書に偽りの記載をして道府県知事に提出した者その他一定の者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕問1として「実力完成答練第2回」で出題した法人事業税の中間申告納付について説明する問題が出題され、問2として「全国公開模試」で出題した法人事業税における更正の請求について説明する問題が出題された。問1は最重要論点のひとつであり、基礎的な論点については正確な解答が求められるであろう。問2は各受験生が必ずしも得意としている論点ではないため、細かい部分まで記述することできなかった受験生もいると想定されるが、①通常の場合や②法人事業税の特例については確実な解答が求められるであろう。小問2題については、他の問題や時間との兼ね合いもあり必ずしも完璧な解答作成はできなかったと思われる。法令及び理論マスターをベースとし、基礎的な論点について確実に得点する解答がのぞまれるであろう。〔第一問〕全体として、合格ラインは25点程度と予想される。

▶解答への道◀

〔第一問〕について

問1

- (1) 近年では、平成22年度（第60回）及び平成25年度（第63回）に出題された法人事業税における中間申告納付について問われた問題である。
- (2) 法人事業税は申告納付制度（＝納税義務者が課税標準及び税額を算定し、その算定した税額を納付する制度をいう。）を採用しており、確定申告納付とともに当該申告納付制度のベースとなっている。
- (3) 特に、①予定申告による中間申告納付が原則的な取扱いであることを前提として、②仮決算による中間申告納付の取扱いが存在していることに注意を払う必要がある。
- (4) また、①予定申告による中間申告納付については、例外的取扱いとして、分割基準に異動があった場合の調整方法も重要な論点となっている。

問2 法人事業税における更正の請求

- (1) ①通常の場合（地方税法第20条の9の3①）、②判決等があった場合（地方税法第20条の9の3②）及び③法人事業税の特例（地方税法第72条の33の2①、②）の3つが解答の柱となる。
- (2) ①通常の場合、「法定納期限から5年以内に限り」更正の請求は可能となるが、②及び③のケースを想定し①通常の場合の一種の特例として両規定が存在することを念頭に解答にあたって欲しい。

Z-68-J〔第二問〕解 答

〔第二問〕-25点-

甲税理士は、A県において製造業を行う株式会社X（以下「X社」という。）から法人の事業税の加算金について問合せを受けた。X社の申告等の状況は以下の【資料】のとおりである。

この場合、X社が平成30年9月に行うことを予定している修正申告書の提出により課されるべき加算金について、どのように説明したらよいか述べなさい。その際、まず当該加算金に係る制度の概説を行った上で、X社の場合について当てはめを行う形で説明すること。

なお、地方税法第72条の47（法人の事業税の重加算金）の規定については説明を要しない。

【資料】

1. X社は、第5期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度）分の事業税の確定申告書（以下「当初申告書」という。）について、その申告納付期限である平成30年5月31日までに申告書を提出すること及びその税額を納付することを失念していたため、同年6月1日に、当初申告書をA県a県税事務所に提出した。当初申告書に記載した事業税額（所得割額）は600,000円であった。
2. X社は、平成30年6月20日に、a県税事務所から次の通知を受けた。
＜通知の内容（要旨）＞
当初申告書に記載された事業税額を基礎とした不申告加算金（当初申告書の提出が、当初申告書に係る事業税額について決定があるべきことを予知してされたものでないものとして計算された金額）の決定
3. X社は、平成30年8月にa県税事務所から次の理由により事業税に関する調査を受けた。
この結果、第5期事業年度分の事業税額の適正額は1,500,000円（内訳：所得割額600,000円、付加価値割額400,000円、資本割額500,000円）であり、当初申告書に記載した事業税額には900,000円の不足額があることが判明した。
X社は、この時点で、当該不足額の更正があるべきことを予知している。
＜調査の理由＞
X社は、第5期事業年度の中途において増資し、外形標準課税対象法人となったが、当初申告書では付加価値割及び資本割を申告していなかったため。
4. X社は、平成30年9月に、事業税額の不足額900,000円について修正申告書を提出するとともに、納付する予定である。
5. X社は、第1期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度）分の事業税額について、平成28年12月に、a県税事務所から重加算金を徴収されたことがある。

1. 制度の概説

(1) 概 要 ③

法人事業税は申告納付制度によるが、申告した税額が過少である場合や申告しなかった場合には、納税者の自主的な税務計算の秩序を維持するため、違反の態様に応じて、行政罰として各種の加算金を徴収する旨の定めがある。

(2) 不申告加算金 ⑩

- ① 道府県知事は、次の場合（正当な理由による期限後申告を除く。）には、その申告、決定又は更正により納付すべき税額（次の②又は③で正当な理由がある場合その他一定の場合には政令で定める金額を控除した税額。）に100分の15の割合を乗じて計算した不申告加算金額を徴収しなければならない。
イ 期限後申告書の提出があった場合又は決定があった場合
ロ 期限後申告書の提出があった後において修正申告書の提出又は更正があった場合
ハ 決定があった後において修正申告書の提出又は再更正があった場合
- ② 上記①により納付すべき税額が50万円を超える場合には、不申告加算金額は、上記①により計算した金額に、その超える部分の金額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算する。
- ③ 期限後申告書若しくは自主的修正申告書の提出が更正若しくは決定があるべきことを予知してされたものでないとき、又は義務的修正申告書の提出があった場合には、不申告加算金は、その申告により納付すべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする。
- ④ 不申告加算金は、上記③の規定による申告書の提出があった場合において、申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合に該当し、かつ、その期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは適用されない。

- ⑤ 期限後申告書の提出、修正申告書の提出(その修正申告書の提出がその提出期限までにあつた場合を除く。)又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、事業税について、不申告加算金(上記③に該当する場合において徴収されたものを除く。)又は重加算金を徴収されたことがあるときは、不申告加算金額は、上記①及び②により計算した金額に、納付すべき税額に100の10の割合を乗じて計算した金額を加算する。

(3) 通 知 **1**

道府県知事は、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(4) 端数処理 **1**

- ① 加算金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- ② 加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2. X社の場合について(当てはめ) **10**

(1) 平成30年6月20日の不申告加算金(【資料】1. 及び2. について)

- ① X社は、第5期事業年度については、その申告期限である平成30年5月31日までに申告納付をしておらず、同年6月1日に期限後申告による確定申告書(所得割額600,000円)を提出している。
- ② 上記①によりX社は期限後申告による確定申告書を提出していることから、平成30年6月20日において上記1.(2)①イの規定により不申告加算金の通知を受け取ることとなった。

この場合、決定があるべきことを予知してされたものでないものとされているため、その不申告加算金は上記1.(2)③の規定による。

(2) 平成30年9月の修正申告に係る不申告加算金(【資料】3. から5.) について

- ① 平成30年8月、第5期事業年度における事業税に関する調査により、上記(1)による期限後申告による確定申告書について不足額が900,000円(内訳:付加価値割額400,000円、資本割額500,000円)あることが判明した。
- これは第5期事業年度中の増資により、事業年度終了の日における資本金の額が1億円を超え、外形標準課税対象法人として、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、法人事業税が課されることとなることに起因する。
- ② この結果、上記1.(2)①ロの規定により、X社が平成30年9月に行うことを予定している修正申告書の提出により、A県の知事は不申告加算金を徴収しなければならない。
- ③ 納付すべき税額が50万円を超えることから、上記1.(2)②の規定の適用が想定される。
- ④ X社は、平成30年9月に行うことを予定している修正申告については、当該修正申告書の提出の日の前日から起算して5年前の日までの間に事業税について重加算金を徴収されているため、上記1.(2)⑤の規定の適用が想定される。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕は、近年では平成20年度(第58回)及び平成27年度(第65回)で出題された加算金についての応用・事例問題である。

各受験生が必ずしも得意としている論点ではないため、細かい部分まで記述することはできなかったと思われるが、「不申告加算金」について、その制度の概説をするとともに、それぞれ乗ずる具体的な率等の解答が必要となると考えられる。

〔第二問〕全体として、合格ラインは5点から8点と予想される。

▶解答への道◀

〔第二問〕について

- (1) 課税標準、分割基準及び確定申告納付や是正措置等の手続き規定など主要な論点に比して、事業税の学習にあたり優先順位があまり高くなく、また比較的最近の本試験で出題されている内容であることからしっかり学習をしている受験生は多くはないのではないかと考えられる。
- (2) したがって、細かい規定まで記述できなくても、制度について概説をするとともに、具体的に乗ずる率なども踏まえて解答することが実戦的であると考えられる。
- (3) 内容のポイントとしては、平成30年5月31日を期限とする確定申告書が期限後申告（＝当初申告書）であるため、まずは当初申告書について、A県知事は「不申告加算金」を徴収しなければならない。
さらに、当初申告書について修正申告を提出する予定であるため、当該修正申告について極めてラフな表現となるが、「追加」の「不申告加算金」をA県知事は徴収しなければならない。
- (4) また、①制度の概説をした上で、②X社について当てはめを行うという、解答形式について指定があったため、全国の受験生の中には慌ててしまった方もいると想定される。
- (5) 実際の採点にあたってどのような解答が用意されているか不明であるため、今回の解答速報による形式ではなくても、制度の概説についてある程度記述することができれば、まずは十分であると考えられる。

Z-68-J 〔第三問〕 解 答

問 1 一予想配点15点一

○計算過程

I 課税客体の判定 2

- (1) 魚介類の捕獲採取については、10トンの動力漁船を使用し漁具を定置して行うものではないことから小規模な水産動植物の採捕の事業にあたらないため、水産業として第2種事業に該当する。
- (2) レストランの経営は、飲食店業として第1種事業に該当する。
- (3) お土産屋の経営は、物品販売業として第1種事業に該当する。
- (4) アパートの賃貸は10室未満であるため、第1種事業に該当しない。
- (5) 駐車場は、屋内駐車場であるため、駐車場業として第1種事業に該当する。

Ⅱ 課税標準額の算定及び税額の算定

1. 課税標準額の算定

(1) 事業所得の金額

- ① 水産業（第2種事業）
 $37,552,000\text{円} - (26,211,000\text{円} + (\text{注}) 1,800,000\text{円}) = 9,541,000\text{円}$ 1
- ② 飲食店業（第1種事業）
 $61,258,000\text{円} - (44,880,000\text{円} + (\text{注}) 2,500,000\text{円}) = 13,878,000\text{円}$ 1
- ③ 物品販売業（第1種事業）
 $1,870,000\text{円} - 2,147,000\text{円} = \triangle 277,000\text{円}$
- ④ 合 計 23,142,000円

(注) 青色事業専従者の判定 1

- (1) Y氏は、青色申告書を提出することにつき、国の税務官署の承認を受けていることから、青色事業専従者給与の規定が適用される。
- (2) Y氏の妻及び長男は、その年を通じて、6月を超える期間その事業にもっぱら従事する者に該当し、届出書記載の範囲内の給与は必要な経費に算入する。
- (3) Y氏の長女は、事業に従事していても、学校の学生又は生徒である者に該当する期間は、その事業にもっぱら従事する者には該当しない。

(2) 不動産所得

駐車場業（第1種事業）

$$1,440,000\text{円} - 487,000\text{円} = 953,000\text{円}$$

(3) 損益の合算

(1) + (2) = 24,095,000円 1

(4) 各種控除

損失の繰越控除	2,653,000円－1,988,000円＝	665,000円	1
事業用資産の譲渡損失の控除		250,000円	1
事業主控除	2,900,000円× $\frac{12}{12}$	＝2,900,000円	1
	合計	3,815,000円	

(5) 総所得金額（千円未満切捨）

(3)－(4)＝20,280,000円

(6) 各事業の所得の金額（それぞれ千円未満切捨）

第1種事業 (5) × $\frac{13,878,000 \text{ 円} - 277,000 \text{ 円} + 953,000 \text{ 円}}{24,095,000 \text{ 円}}$ = 12,249,641円 → 12,249,000円

第2種事業 (5) × $\frac{9,541,000 \text{ 円}}{24,095,000 \text{ 円}}$ = 8,030,358円 → 8,030,000円

2. 分割課税標準額

(1) 分割基準

A県a市（水産業） 3人×2＝6人<8人 ∴ 著しい変動あり

$\frac{8 \text{ 人} + 8 \text{ 人} + 3 \text{ 人} + 3 \text{ 人} + 3 \text{ 人} + 8 \text{ 人} + 8 \text{ 人} + 6 \text{ 人} + 6 \text{ 人} + 6 \text{ 人} + 8 \text{ 人} + 8 \text{ 人}}{12}$ = 6.25人 → 7人 1

A県a市（飲食店業） 5人

A県a市（物品販売業） $1 \times \frac{10}{12} = 0.83 \text{ 人} \rightarrow 1 \text{ 人}$ 1

C県C市（駐車場業） 1人

A県	7人＋5人＋1人＝13人
C県	$\frac{1 \text{ 人}}{1}$
計	14人

(2) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

① 第1種事業

A県 12,249,000円 × $\frac{13 \text{ 人}}{14 \text{ 人}}$ = 11,374,071円 → 11,374,000円

C県 12,249,000円 × $\frac{1 \text{ 人}}{14 \text{ 人}}$ = 874,928円 → 874,000円

② 第2種事業

A県 8,030,000円 × $\frac{13 \text{ 人}}{14 \text{ 人}}$ = 7,456,428円 → 7,456,000円

C県 8,030,000円 × $\frac{1 \text{ 人}}{14 \text{ 人}}$ = 573,571円 → 573,000円

3. 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

A県	第1種事業	11,374,000円 × $\frac{5}{100}$	＝	568,700円
	第2種事業	7,456,000円 × $\frac{4}{100}$	＝	298,240円 → 298,200円
				計 866,900円
C県	第1種事業	874,000円 × $\frac{5}{100} \times 1.1$	＝	48,070円 → 48,000円
	第2種事業	573,000円 × $\frac{4}{100} \times 1.1$	＝	25,212円 → 25,200円
				計 73,200円

1

○各県に納付すべき事業税額

A 県	866,900円 1
B 県	0円 1
C 県	73,200円 1

問 2
○計算過程 －予想配点30点－

課税標準額の算定及び税額の算定

1. 判 定 **1**

- (1) Y社は収入割が課される事業を行っていない。
(2) Y社は事業年度末日現在の資本金の額は1億円を超えている。
∴ Y社は外形標準課税の対象となる法人に該当する。

2. 課税標準額の算定

(1) 所得の総額の算定

① 法人税法別表四合計欄の額	769,230,000円	1
② 加 算		
損金の額に算入した所得税額等	(注1) 150,000円	1
③ 減 算		
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対する外国法人税額	520,000円	1
	仮計 768,860,000円	
④ 繰越欠損金	(注2) 422,873,000円	1
⑤ 所得の総額	345,987,000円	

(注1) 290,000円－140,000円＝150,000円
(注2) イ 欠損金控除前所得 768,860,000円× $\frac{55}{100}$ ＝422,873,000円
 ロ 控除未済欠損金額 837,948,000円
 ハ イ≦ロ ∴ 422,873,000円

⑥ 軽減税率適用法人の判定 **1**

Y社は、資本金が1,000万円以上であり、事業年度末日において事業を行う事務所又は事業所はL県、M県及びN県の3県以上であることから、軽減税率適用法人に該当しない。
∴ 345,987,000円（千円未満切捨）

(2) 付加価値額

① 収益配分額

イ 報酬給与額

(イ) 報酬等

376,510,000円＋78,630,000円＋15,948,000円＋112,180,000円＋68,820,000円＋39,510,000円
＋109,710,000円＋15,895,000円＋67,330,000円＋32,360,000円＝916,893,000円 **1**

(ロ) 確定給付企業年金の掛金等

19,250,000円＋820,000円＋6,370,000円＋3,790,000円＋2,530,000円＋5,180,000円＋4,440,000円
＋2,290,000円＝44,670,000円 **1**

(ハ) 労働派遣料受取額

20,344,000円×75％＝15,258,000円＜15,948,000円＋820,000円＝16,768,000円 ∴ 15,258,000円 **1**

(ニ) (イ)＋(ロ)－(ハ)＝946,305,000円

ロ 純支払利子

(イ) 支払利子 3,000,000円＋1,500,000円＋1,200,000円＋900,000円＝6,600,000円
(ロ) 受取利子 1,300,000円＋450,000円＝1,750,000円
(ハ) (イ)－(ロ)＝4,850,000円 **1**

ハ 純支払賃借料

(イ) 支払賃借料 18,850,000円＋14,460,000円＋689,000円＋8,530,000円＋236,000円＋12,290,000円
 ＋(13,350,000円－350,000円)＋10,500,000円＋8,400,000円＝86,955,000円

(ロ) 受取賃借料 $15,510,000円 + 4,000,000円 = 19,510,000円$

(ハ) (イ) - (ロ) = 67,445,000円 1

ニ イ + ロ + ハ = 1,018,600,000円

② 単年度損益 (上記(1)仮計欄の金額) 768,860,000円 1

③ 雇用安定控除

$\frac{\text{①イ}}{\text{①ニ}} \div 92.9\% \rightarrow 93\% > \frac{70}{100} \therefore \text{雇用安定控除の適用あり}$ 1

①イ - ①ニ $\times 70\% = 233,285,000円$

④ 付加価値額

①ニ + ② - ③ = 1,554,175,000円 (千円未満切捨)

(3) 資本金等の額

① 期末資本金等の額 724,000,000円 1

② 資本金の額及び資本準備金の額の合算額 $500,000,000円 + 250,000,000円 = 750,000,000円$

③ ① < ② $\therefore 750,000,000円$ (千円未満切捨) 1

3. 分割基準

(1) 事務所又は事業所の数

L県	本 社	$1 \times 12 = 12$	
	営業所	$1 \times 8 = 8$	1
	工 場	$1 \times 12 = 12$	小計 32
M県	営業所	$1 \times 4 = 4$	1
	工 場	$1 \times 12 = 12$	小計 16
N県	営業所	$1 \times 12 = 12$	
	工 場	$1 \times 12 = 12$	小計 24
		合計	72

(2) 従業者の数

L県	本 社	$87人 - 4人 = 83人$	1
	営業所	$33人 \times \frac{8}{12} = 22人$	1
	工 場	17人 $\therefore$ 期末資本金は1億円以上だが、主たる事業が製造業でないため5割増しない	1
M県	営業所	$27人 \times \frac{4}{12} = 9人$	1
	工 場	34人 $\therefore$ 期末資本金は1億円以上だが、主たる事業が製造業でないため5割増しない	
N県	営業所	16人	
	工 場	$8人 \times 2 = 16人 < 18人 \therefore$ 著しい変動あり	
		$\frac{18人 + 18人 + 15人 + 15人 + 15人 + 10人 + 10人 + 10人 + 9人 + 8人 + 8人 + 8人}{12} = 12人$	1
$\therefore$ 期末資本金は1億円だが、主たる事業が製造業でないため5割増しない			
L県	$83人 + 22人 + 17人 = 122人$		
M県	$9人 + 34人 = 43人$		
N県	$16人 + 12人 = 28人$		
		合計	193人

4. 課税標準の区分 (それぞれ千円未満切捨)

(1) 所 得

① 事務所又は事業所の数

$345,987,000円 \times \frac{1}{2} = 172,993,500円 \rightarrow 172,993,000円$

② 従業者の数

上記①と同じ

(2) 付加価値額

① 事務所又は事業所の数

$$1,554,175,000円 \times \frac{1}{2} = 777,087,500円 \rightarrow 777,087,000円$$

② 従業者の数

上記①と同じ

(3) 資本金等の額

① 事務所又は事業所の数

$$750,000,000円 \times \frac{1}{2} = 375,000,000円$$

② 従業者の数

上記①と同じ

5. 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

(1) 所得割

① 事務所又は事業所

$$\text{イ L 県} \quad 172,993,000円 \times \frac{32}{72} = 76,885,777円 \rightarrow 76,885,000円$$

$$\text{ロ M 県} \quad 172,993,000円 \times \frac{16}{72} = 38,442,888円 \rightarrow 38,442,000円$$

$$\text{ハ N 県} \quad 172,993,000円 \times \frac{24}{72} = 57,664,333円 \rightarrow 57,664,000円$$

② 従業者の数

$$\text{イ L 県} \quad 172,993,000円 \times \frac{122 \text{ 人}}{193 \text{ 人}} = 109,353,088円 \rightarrow 109,353,000円$$

$$\text{ロ M 県} \quad 172,993,000円 \times \frac{43 \text{ 人}}{193 \text{ 人}} = 38,542,481円 \rightarrow 38,542,000円$$

$$\text{ハ N 県} \quad 172,993,000円 \times \frac{28 \text{ 人}}{193 \text{ 人}} = 25,097,430円 \rightarrow 25,097,000円$$

③ 合 計

$$\text{L 県} \quad (1)①イ + (1)②イ = 186,238,000円$$

$$\text{M 県} \quad (1)①ロ + (1)②ロ = 76,984,000円$$

$$\text{N 県} \quad (1)①ハ + (1)②ハ = 82,761,000円$$

(2) 付加価値割

① 事務所又は事業所の数

$$\text{イ L 県} \quad 777,087,000円 \times \frac{32}{72} = 345,372,000円$$

$$\text{ロ M 県} \quad 777,087,000円 \times \frac{16}{72} = 172,686,000円$$

$$\text{ハ N 県} \quad 777,087,000円 \times \frac{24}{72} = 259,029,000円$$

② 従業者の数

$$\text{イ L 県} \quad 777,087,000円 \times \frac{122 \text{ 人}}{193 \text{ 人}} = 491,215,616円 \rightarrow 491,215,000円$$

$$\text{ロ M 県} \quad 777,087,000円 \times \frac{43 \text{ 人}}{193 \text{ 人}} = 173,133,373円 \rightarrow 173,133,000円$$

$$\text{ハ N 県} \quad 777,087,000円 \times \frac{28 \text{ 人}}{193 \text{ 人}} = 112,738,010円 \rightarrow 112,738,000円$$

③ 合 計

L 県 (2)①イ + (2)②イ = 836, 587, 000円
M 県 (2)①ロ + (2)②ロ = 345, 819, 000円
N 県 (2)①ハ + (2)②ハ = 371, 767, 000円

(3) 資本割

① 事務所又は事業所の数

イ L 県 375, 000, 000円 × $\frac{32}{72}$ = 166, 666, 666円 → 166, 666, 000円
ロ M 県 375, 000, 000円 × $\frac{16}{72}$ = 83, 333, 333円 → 83, 333, 000円
ハ N 県 375, 000, 000円 × $\frac{24}{72}$ = 124, 999, 999円 → 124, 999, 000円

② 従業者の数

イ L 県 375, 000, 000円 × $\frac{122 \text{ 人}}{193 \text{ 人}}$ = 237, 046, 632円 → 237, 046, 000円
ロ M 県 375, 000, 000円 × $\frac{43 \text{ 人}}{193 \text{ 人}}$ = 83, 549, 222円 → 83, 549, 000円
ハ N 県 375, 000, 000円 × $\frac{28 \text{ 人}}{193 \text{ 人}}$ = 54, 404, 145円 → 54, 404, 000円

③ 合 計

L 県 (3)①イ + (3)②イ = 403, 712, 000円
M 県 (3)①ロ + (3)②ロ = 166, 882, 000円
N 県 (3)①ハ + (3)②ハ = 179, 403, 000円

6. 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

(1) L 県

所 得 割 186, 238, 000円 × $\frac{0.7}{100}$ = 1, 303, 666円 → 1, 303, 600円
付加価値割 836, 587, 000円 × $\frac{1.2}{100}$ = 10, 039, 044円 → 10, 039, 000円
資 本 割 403, 712, 000円 × $\frac{0.5}{100}$ = 2, 018, 560円 → 2, 018, 500円
合計 13, 361, 100円

(2) M 県

所 得 割 76, 984, 000円 × $\frac{0.7}{100} \times 1.05$ = 565, 832円 → 565, 800円
付加価値割 345, 819, 000円 × $\frac{1.2}{100} \times 1.05$ = 4, 357, 319円 → 4, 357, 300円
資 本 割 166, 882, 000円 × $\frac{0.5}{100} \times 1.05$ = 876, 130円 → 876, 100円
合計 5, 799, 200円

(3) N 県

所 得 割 82, 761, 000円 × $\frac{0.7}{100} \times 1.1$ = 637, 259円 → 637, 200円
付加価値割 371, 767, 000円 × $\frac{1.2}{100} \times 1.1$ = 4, 907, 324円 → 4, 907, 300円
資 本 割 179, 403, 000円 × $\frac{0.5}{100} \times 1.1$ = 986, 716円 → 986, 700円
合計 6, 531, 200円

○各県に納付すべき事業税額

L 県	13, 361, 100円 2
M 県	5, 799, 200円 2
N 県	6, 531, 200円 2

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第三問〕

（問1）複数の事業を行う個人事業主に係る税額算定問題であるが、青色申告者を前提とした①青色事業専従者控除と②各種控除について注意を要する問題であった。

（問2）主たる事業が販売業である法人の外形標準課税方式による税額算定問題であり、①各課税標準の算定と②分割基準について正確な処理が求められる問題であった。

今回の出題内容は全国の受験生にとって（問1）及び（問2）とも想定内の出題であったと考えられるが、今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、T A C受講生のなかには（問1）及び（問2）を通じて、着実に得点を重ねられた受講生も多いのではないだろうか。

但し、（問1）及び（問2）とも解答内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の集計、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは（問1）が12点前後、（問2）が20点から24点と考えられる。

▶解答への道◀

問1

1 課税団体

期中に事務所又は事業所が所在する道府県が課税団体となることから、当設問においてはA県、B県及びC県が課税団体となる。

2 課税客体の判定

第2種事業とは、「畜産業、水産業、薪炭製造業のうち主として自家労力を用いて行うもの以外のもの」をいうが、当設問では【資料】より、魚介類の捕獲採取（水産業）については、総トン数10トン（10トン未満でない。）の動力漁船を使用して採捕（漁具を定置して行うものではない。）を行っていることから、第2種事業として取り扱っている。

3 課税標準額の算定

(1) Y氏は、事業の開始以来、青色申告の承認を受けていることから、「青色申告者」に該当する。

したがって、各種控除の適用条件中、「損失が生じた年分につき所得税の青色申告承認済」の部分のポイントとして、当設問においては、「損失の繰越控除」、「事業用資産の譲渡損失の控除」及び「事業主控除」の規定が適用される。

(2) 水産業の用に供していた車両については、当該損失の金額は、「事業用資産の譲渡損失の控除」の対象となる。

(3) 各事業の所得の金額

当該計算は、①損益合算後の金額から各種控除の額を控除した金額を②損益合算後の金額に対する第1種事業及び第2種事業の金額の割合で分する。

4 分割基準

事業主であるY氏、生計を一にする親族及びアルバイトについても分割基準の計算上、従業者の数としてカウントする。

5 税率

第1種事業は「100分の5」、第2種事業は「100分の4」であり、また個人事業税の制限税率は1.1となっている。

6 その他

個人事業税の計算上、「千円未満切捨」及び「百円未満切捨」の位置に注意が必要である。

問2

1. 課税標準

(1) 各事業年度の所得

① 支払を受けた利子等に対する所得税及び復興特別所得税額

「支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額290千円のうち、140千円を法人税額から控除している」と資料中にあることから、差額の150千円を事業税上加算調整する。

② 外国法人税の額

「なお、法人税においてはすべて税額控除の対象としている。」と資料中にあることから、所得割の課税標準の算定上、減算欄において「外国の事業に帰属する所得以外の所得に対する外国法人税額」として520千円を減算する。

③ 軽減税率適用法人の判定

事業年度末日現在の資本金が1千万円以上であるが、3県以上に事務所等を設けて事業を行っていることからY社は軽減税率適用法人に該当しない。

(2) 付加価値額

① 純支払利子や純支払賃借料の算定では、言葉の言い回しに注意して欲しい。

例：「工作機械の賃借料」（土地や建物の賃借ではない）

② Y社はO社に対し労働者を派遣している

また、イ「受取派遣料の75%相当額」とロ「当該社員に支払った給与等」を比較しいずれか小さい金額をY社の報酬給与額から控除すること。（ただし、実際の申告実務においては第六号様式別表五の三により別の計算方式によることになるが、今回は法令の内容に準拠して解答を作成している。）

(3) 資本金等の額

Y社の事業年度終了の日における資本金等の額（一定の無償増資の金額を加算し、一定の無償減資の金額を減算した金額）と事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の合算額を比較し大きい金額を課税標準とする。

2. 分割課税標準額の算定

(1) 分割基準を異にする事業（製造業と卸売業）を併せ行う場合の処理に注意する。分割基準を異にする事業を併せて行っている場合は、地方税法第72条の48第8項により「主たる事業の分割基準」により処理をすることになる。

したがって、売上金額の多寡から販売業が主たる事業となるため、販売業の分割基準であるその2分の1については事務所又は事業所の数により、その2分の1については従業者の数により各道府県に課税標準の総額をあん分する。

(2) P社からの出向者については、取扱通知第三章九の一(2)では「実際に勤務すべき事務所等」でカウントする旨の内容となっている。したがって当該出向者はY社の従業者としてカウントする。また、O社へ派遣した派遣社員については、上記の取扱通知などから、Y社の従業者としてカウントしないこととなる。

3. 事業税額の算定

M県及びN県の税率は標準税率について超過税率であることに注意し計算をすること。

●おわりに

〔第一問〕が合計で23点～26点、〔第二問〕が5点～8点、〔第三問〕が合計で30点～36点、合計65点がボーダーラインであり、75点以上が合格有望と考えられる。